

minapita JCBカード会員規約

<一般条項>

第1条(会員および家族会員)

- (1) 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社 NANKAI(以下「提携会社」といいます。)を通じて、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)に入会申込みをされ、当社が入会を承諾した本人会員および(2)の家族会員をいいます。
- (2) 家族会員とは、本人会員が(4)の責任を負うことを承認した家族で、かつ当社が承諾した方をいい、当社が本人会員と同一条件の下で家族会員用に発行したクレジットカード(以下「家族カード」といいます。)を利用することができるものとします。
- (3) 本人会員は、家族会員に対し、本人会員に代わって家族カードを使用して、本規約に基づくクレジットカード(以下「カード」といいます。)の利用を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与するものとします。なお、本人会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第16条(3)により家族会員による家族カード利用の中止を申出するものとします。本人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。
- (4) 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カード利用はすべて本人会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対しても本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合は、当社に対し、一切の責任を負うものとします。
- (5) 当社は、家族カードの利用内容、利用状況等を本人会員に通知するものとします。
- (6) 次条以下において会員と称するときは、原則として本人会員と家族会員の両者を指すものとします。ただし、本人会員固有に適用されるものについては本人会員のみについて適用されるものとします。

第2条(カードの貸与・有効期限)

- (1) 当社は、会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。また、当社が必要と判断した場合は、当社が定める方法により、別途カードを発行できるものとします。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、カード裏面にカード署名欄がある場合は、貸与を受けた後、直ちに自署するものとし、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとします。
- (3) カードは、カードの表面または裏面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することはできないものとします。また、カード固有の番号・有効期限等のカード情報(以下、カードとあわせて「カード情報等」といいます。)についても同様に他人に情報提供・貸与することはできないものとします。
- (4) カードの有効期限はカードに表示し、有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認めるときは、当社所定の時期に更新するものとします。
- (5) 会員が前(2)(3)に違反し、その違反に起因してカード情報等が不正に利用された場合、会員はその利用代金について全ての責任を負うものとします。

第3条(年会費)

会員は、当社に対し、当社所定の年会費および消費税を当社所定の時期に支払うものとします。なお、支払済の年会費は脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合は、ご利用明細書(電磁的方法による場合を含みます。)の発行・交付を省略することがあります。

第4条(暗証番号)

- (1) 会員は、暗証番号の届出を行う場合には、生年月日や自宅電話番号等他人が容易に推測可能な番号の使用を避けるものとします。
- (2) 会員は、会員が暗証番号を当社へ届出していない場合、または、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が暗証番号を設定または変更することをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に届出た暗証番号を使用してカード情報等が利用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があってもその利用代金はすべて会員の負担となるものとします。ただし、暗証番号を使用したカード情報等の利用につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- (4) 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申出することができるものとします。なお、ICカードの暗証番号変更はカードの再発行手続きが必要なことをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(カードの機能)

会員は、カード情報等を利用して、当社ならびに当社と契約している加盟店、当社と業務提携しているクレジットカード会社の加盟店およびカードに付帯している株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店(以下、これらを総称して「加盟店」といいます。)において商品もしくは権利を購入またはサービスの提供を受けること(以下「カードショッピング」といいます。)ができるものとします。また、会員は、カード情報等を利用して当社から金銭を借入れすること(以下「カードキャッシング」といいます。)ができるものとします。

第6条(付帯サービス等)

- (1) 会員は、当社または当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(ポイントプログラムを含みます。以下これらを総称して「付帯サービス」といいます。)を当社またはサービス提供会社所定の方法により利用することができるものとします。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により会員に対して通知または公表するものとします。
- (2) 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のカード情報等の利用が適当でないとは合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
- (3) 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの内容を変更することができるものとします。
- (4) 会員は、第16条(1)に基づき当社に脱会の届出をした場合、または第16条(2)に基づき当社がカード情報等の利用を停止もしくは会員資格を喪失させた場合は、付帯サービス(脱会の届出前、またはカード情報等の利用停止もしくは会員資格の喪失前に取得済みの特典を含む。)を利用する権利を喪失するものとします。

第7条(カードの利用可能枠)

- (1) 当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。
- (2) 当社は、(1)のカードの利用可能枠を、カードショッピングに係る利用可能枠(以下「ショッピング利用可能枠」といいます。)およびカードキャッシングに係る利用可能枠(以下「キャッシング利用可能枠」といいます。)の合計により定めるものとします。
- (3) 当社は、ショッピング利用可能枠の範囲内で、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、回数指定分割払い、リボルビング払いに係る利用可能枠(以下「割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。
- (4) 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。

- (5) 本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示する方法等により通知するものとします。
- (6) 会員は、当社が認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。また、会員が割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」(締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。以下同じ)として取り扱われることに会員は異議ないものとします。
- (7) 日本国外におけるカード情報等の1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。
- (8) 当社は、次のいずれかに該当した場合は、カードの利用可能枠を減額できるものとします。
- ① 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。
 - ② 会員の借入残高あるいは利用残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。
 - ③ その他当社が必要と認めた場合。
- (9) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。
- (10) 当社は、当社が適当と認めた場合には、カードの利用可能枠を増枠できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合はこの限りではないものとします。

第8条(支払い)

- (1) 会員は、カードショッピングの利用代金および割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料(以下「カードショッピングの支払金」といい、割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料のみをさす場合は、以下単に「手数料」といいます。)ならびにカードキャッシングの融資金および利息(以下「カードキャッシングの返済金」といいます。)その他年会費等本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下、これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は毎月末日を締切日として翌月27日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)に、それ以外については会員があらかじめ届出た当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により支払うものとします。
- (2) 会員は、支払いを遅滞した場合、あらかじめ当社が支払方法として認めた場合または口座振替の手続きが不備となった場合は、カード利用による支払金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、当社が指定した支払方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該カード利用による支払金等を受領した時点で、当社に対する支払いがなされたものとします。

第9条(日本国外の利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による支払金等は、所定の売上票または伝票記載の外貨額をJCBもしくは当社提携金融機関所定の方法で、海外取引事務処理経費を加えた金額で円貨へ換算のうえ、国内におけるカード利用による支払金等と同様の方法で支払うものとします。

第10条(カード利用による支払金等の充当順位)

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で認められる範囲内において当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第11条(費用等の負担)

- (1) 会員は、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。
- (2) 会員は、カード情報等の利用または、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。
- (3) 会員は、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに第15条(1)①に基づく書面による催告に要した費用、訴訟等の法的措置に要する申立および送達等の費用を、退会後といえども全て負担するものとします。
- (4) 会員は、第32条に定めるキャッシュディスペンサー(現金自動貸付機)または金融機関のATM(現金自動預払機)を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスペンサーまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。
- (5) 会員は、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したことにより当社が支払いを請求したときは、当該請求に関わる費用を支払うものとします。ただし、当社が支払請求に関する費用の徴求を開始するときは、事前に当社から通知または公表いたします。

第12条(公租公課)

会員が第11条(2)により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税等を含みます。)が変更されたとき(新たに追加され、または廃止される場合を含みます。)は、会員は、変更後の公租公課を負担するものとします。

第13条(カードの紛失・盗難・偽造)

- (1) 会員は、カード情報等を紛失し、または盗難その他の不法な行為(以下「カード事故」といいます。)があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (2) 会員は、当社が求めた場合には、警察署による被害届出証明書等のカード事故に係る資料等を提出し、当該カード事故に関する当社の調査に協力するものとします。
- (3) カード事故によりカード情報等を他人に利用された場合の損害は、カード事故の状況等に応じて、その損害額の全部または一部が補填されます。ただし、カード事故が次のいずれかに該当する場合には、損害の全部を会員が負担するものとします。
- ① 他人がカード情報等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合、カード事故を繰り返す場合等、会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - ② 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によってカード情報等が利用された場合。
 - ③ 会員の故意または過失により、登録された暗証番号が使用された場合。
 - ④ 本規約に違反している場合。
 - ⑤ 戦争、自然災害等の著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑥ (1)の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
 - ⑦ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社の行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合等、会員が当社の指示に従わなかった場合。
- (4) 偽造カード(第2条(1)に基づき当社が発行し会員に貸与するカード以外のカードその他これに類するものをいいます。)の利用に係るカードショッピングの利用代金については、偽造カードの作出または利用につき会員に故意または過失があるときを除いて会員の負担となりません。

第14条(カードの再発行)

- (1) 当社は、会員の住所宛に送付したカードが当社に返送された場合に会員がカードの再送付を希望した場合、またはカード情報等の紛失、消失、盗難、破損、汚損、不正取得、改変もしくは氏名表示の変更、暗証番号の変更等の理由により会員がカードの再発行を希望した場合は、審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても再発行手数料を支払うものとします。ただし、会員の責めに帰さない事由その他当社所定の場合は除きます。なお、合理的な理由がある場合、当社はカードを再発行しない場合があります。

(2) 当社は、当社におけるカード情報等の管理、保護等業務上必要と判断した場合は、カード番号を変更することができるものとします。

第15条(期限の利益喪失)

- (1) 会員は、次のいずれかに該当したときは、本契約およびその他の当社との契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- ① 包括信用購入あっせんに係るカードショッピングの場合にあっては、分割支払金(回数指定分割払いの各回ごとの支払金額)、弁済金(リボルビング払いの各回ごとの支払金額)またはボーナス一括払い・ボーナス二括払いの支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法(加盟店等の事務処理上の都合により2ヶ月を超えた場合を含みます。)の場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ② 割賦販売に係るカードショッピングの場合にあっては、分割支払金または弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払回数が3回未満の場合または購入した商品・権利・役務が割賦販売法の指定商品・指定権利・指定役務でない場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ③ カードショッピングが会員にとって営業のためのものであるなど、割賦販売法第8条または第35条の3の60第1項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ④ カードキャッシングの返済金の返済を1回でも遅滞したとき。(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)
 - ⑤ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ⑥ 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ⑦ 破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに準ずる申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑧ カードショッピングで購入した商品または権利の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。
 - ⑨ 当社が第24条(4)の規定により、カード契約を解除したとき。
- (2) 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約上の重大な違反となるとき。
 - ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第16条(脱会ならびにカードの利用停止と返却)

- (1) 会員は、当社に脱会の届出およびカードを返却または切断して破棄することにより、いつでも脱会することができるものとします。この場合、カード利用による支払金等の未払債務があるときは、当該未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
- (2) 当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することなくカード情報等の利用を停止し、または会員資格を喪失させることができるものとします。
- ① 第7条(8)①～②または第15条(1)⑤～⑧のいずれかに該当したとき。
 - ② カード利用による支払金等の支払い、その他の当社に対する債務の履行を怠ったとき。
 - ③ 換金または金銭を受取ることもしくは資金を調達することを目的としてカードショッピングを行ったとき。
 - ④ カードの利用可能枠を超えて利用するもしくは利用しようとする、利用可能枠内であっても短時間で連続して換金性の高い商品(貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない。)を購入する、またはポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを目的としてカード情報等を利用しもしくは利用と取消を繰り返す等、カード情報等の利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
 - ⑤ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為その他法令又は本規約に違反する行為にカード情報等を利用したとき。
 - ⑥ 会員のカード情報等の利用が法令もしくは公序良俗に反している、法令もしくは公序良俗に反する行為にカード情報等が利用されている、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき。
 - ⑦ 第三者による不正利用の疑いがある、カード情報等の利用が不自然である等と当社が判断したとき。
 - ⑧ 当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑨ 本規約に違反したとき。
 - ⑩ 会員が行方不明または連絡不能となったことを当社が知ったとき。
 - ⑪ 個人情報情報機関に登録された会員の個人情報等により、会員の信用状態が悪化し、または悪化するおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑫ その他、当社が会員として不適格と判断したとき。
- (3) 家族会員は、本人会員が、家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。
- (4) 当社は、会員が(1)、(2)、(3)または第24条(4)のいずれかに該当したときは、加盟店に対してカード情報等の無効を通知することができるものとします。また、会員は、当社あるいは当社から委託を受けた者または加盟店からカードの返却を求められたときは、直ちにカードを返却するものとします。なお、会員が当社から他のカードの貸与を受けている場合であって、いずれかのカードが(2)に該当した場合は、いずれのカードについても本項が適用されるものとします。
- (5) カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。
- (6) (2)の規定の適用により会員に、損失、損害または費用(以下、これらを「損害等」といいます。)が生じた場合または(2)の規定の適用が無かった場合に会員が得られたはずの将来の利益(購入予定の商品・権利・役務および付帯サービス等をいうが、これらに限らない。)がある場合であっても、会員は、当該損害等および当該利益についての賠償を当社に請求できないものとします。

第17条(カードの破棄等)

会員は、次のいずれかに該当するカードについて、カードを利用不能な状態に切断のうえ破棄し、あるいは当社の指示により当社へ返却するものとします。なお、会員が適切に破棄せず、あるいは当社の指示に従わなかったことにより、カード事故または不正使用が発生した場合は、その責任は会員が負うものとします。

- ① 第2条(4)により更新カードが送達された場合の更新前のカード。
- ② 脱会等により会員資格を終了または喪失した場合の当該カード。
- ③ 紛失したことによりカードの再発行を受けた後、発見した紛失カード。

第18条(届出事項の変更等)

- (1) 会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・職業・カード情報等の利用目的・指定口座等について変更があった場合には、当社所定の方法により、当社に届出するものとします。
- (2) 会員は、(1)の住所・氏名の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または未到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- (3) 会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に定める外国政府等において重要な地位を占める者もしくはその家族に該当することとなった場合または過去に当該外国政府等において重要な地位を占める者であった場合は、その旨を当社に届出するものとします。

第19条(諸法令等の適用)

- (1) 会員は、日本国外でのカード情報等の利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じ、これを当社に提出するものとします。また、日本国外でのカード情報等の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。
- (2) 会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類(写しを含みます。)を提示もしくは提出するものとします。また、当社が本人確認(カード契約締結後の住所確認のためも含みます。)のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書等に記載・入力した氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。
- (3) 会員は、当社がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。
- (4) 会員は、(1)もしくは(2)の定めに対応できなかった場合、(3)の各種確認や資料の提出の依頼に対する会員の対応、具体的な取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合、または会員が第18条(3)に記載の者もしくはその家族に該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカード情報等の利用を制限もしくは停止する等の措置をとることを承諾するものとします。

第20条(債権譲渡)

会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を第三者に担保提供し、または譲渡(信託を含む。)すること、および当社が譲渡した債権等を再び譲受けることを承諾するものとします。

第21条(規約の変更)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

- ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 変更の内容が本規約に係るカード情報等の利用の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

第22条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

第23条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴訟の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第24条(反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、会員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます)であること。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、会員が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカード情報等の利用を一時的に停止することができるものとします。なお、カード情報等の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用することができないものとします。
- (4) 会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、または(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員とのカード契約を解除することができるものとします。
- (5) (4)の規定の適用により、当社に損害等が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
- (6) (4)の規定に基づきカード契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。

第25条(カスタマーハラスメント行為の禁止)

- (1) 会員は、当社または当社の委託先・派遣元等の従業員等に対して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ① 当社の提供する商品・サービスに契約内容の不適合・過失が認められないまたは関連性が認められない等、妥当性を欠く内容を執拗に要求する行為。
 - ② 要求する内容の妥当性の有無を問わず、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動を行うなど、当社の業務が妨害されていると当社が判断した行為。
 - ③ 差別的、人格否定または性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為その他当社の従業員等の安全が害されるおそれがあると当社が判断した行為。
 - ④ 前各号の他、社会通念に照らして当社が不適当と判断した行為(暴行、脅迫、名誉毀損、侮辱等の違法な行為または暴言、長時間の拘束、不相当な過度の要求もしくは再三にわたる連絡等の不当な行為により当社の従業員等の就業環境を害することが認められる行為等)。
- (2) 当社は、会員が(1)の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと当社が判断した場合は、第16条の規定を準用し、あらかじめまたは事後に通知することなく、カード情報等の利用を停止しまたは会員資格を喪失させることができるものとします。

<カードショッピング条項>

第26条(カードショッピングの方法)

- (1) 会員は、本規約を承認のうえ、当社に対してもしくは加盟店においてカードを提示し、または加盟店に設置してある端末機に暗証番号を入力する等、所定の

手続きを行うことによりカードショッピングをすることができるものとします。なお、暗証番号の入力にかえて、所定の売上票にカードと同一の署名を行うことによりカードショッピングをすることができる場合があります。また、通信販売・オンラインショッピング等当社が特に認めた場合(端末機の故障等を含む。)は、当社または当社と加盟店が定めた手続きに従ってカードショッピングをすることができる場合があります。

- (2) カードショッピングに際しては、カードの利用可能枠の範囲内であっても原則として当社の承認を必要とします。なお、この場合、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により当社が加盟店もしくは会員に対してカードの利用状況等に関し照会を行うことに会員はあらかじめ同意するものとします。
- (3) 会員は、包括信用購入あっせんに係るカードショッピングをした場合、当社がカードショッピングの利用代金を会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとし、カードショッピングの支払金を当社に支払うものとします。なお、会員が、JCB加盟店でカードショッピングをした場合、当該加盟店が会員に対するカードショッピングの利用代金債権を当該加盟店に係る加盟店契約会社に譲渡し、さらに当該加盟店契約会社が当該債権を直接またはJCBを通じて当社に譲渡することをあらかじめ認めるものとし、カードショッピングの支払金を当社に支払うものとします。また、会員は、割賦販売に係るカードショッピングをした場合も、カードショッピングの支払金を当社に支払うものとします。
- (4) 会員は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当該商品に係るカードショッピングの支払金の支払いが完済となるまで当社に留保されることをあらかじめ認めるものとします。
- (5) 会員は、当社が認めた場合は、電話料金等の通信サービス料金やその他の継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができるものとします。この場合、会員は、カード番号・有効期限等の変更、もしくは会員資格の喪失等によりカードの利用ができなくなったときは、その旨を当該各種利用代金に係る加盟店に告知し、決済手段の変更を行うものとします。また、上記事由が生じた場合には、当社が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を当該加盟店に対し通知する必要があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
- (6) 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入に、カードショッピングをしてはならないものとします。

第26条の2(本人認証手続)

- (1) 会員は、加盟店が運営するウェブサイトにおいてオンラインショッピングを行う際に、カード番号・有効期限等のカード情報の入力に加え、当社に届出している会員の携帯電話番号宛に、当社からショート・メッセージ・サービス(以下「SMS」といいます。)を用いて送信されるパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を入力(以下「本人認証手続」といいます。)することによりカードショッピングをすることができる場合があります。
- (2) 会員は、本人認証手続には、当社に届出している携帯電話番号が用いられること、当該携帯電話番号宛に当社から SMS でワンタイムパスワードが送信されることおよびワンタイムパスワードは決済に使用する重要なものであることを認識し、携帯電話番号およびワンタイムパスワードを厳重に管理し、会員以外の第三者に対してワンタイムパスワードを伝えてはならないものとします。
- (3) 会員が(2)に違反し、その違反に起因してカード情報等が不正に利用された場合、会員は、その利用代金について、全ての責任を負うものとします。

第27条(カードショッピングの支払金の支払方法及び支払額)

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月1回払い(締切日より当月1回払いとなる場合を含みます。)、元利定額返済リボルビング払い(以下、本条項において「リボルビング払い」といいます。)、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いのうち、会員がカードショッピングの際に指定した方法とします。ただし、会員が指定できる支払方法は当社または加盟店により下記表のとおりとします。なお、当社または日本国外のJCB加盟店でカードショッピングをする場合は、原則として翌月1回払いとします。カードショッピングの際に、会員が翌月1回払いを指定した場合において、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は当該翌月1回払いの支払方法を、回数指定分割払いまたはリボルビング払いによる支払方法に変更することができるものとします。この場合、カードご利用日にさかのぼって変更後の支払方法の指定があったものとします。なお、会員が支払方法の指定をしなかった場合は、翌月1回払いとして取扱いするものとします。

ご利用先	日本国内	日本国外
なんばCITY・なんばパークス	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	
当社 当社の加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	
JCB加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	●翌月1回払い

※ご利用先によっては支払方法が限定されている場合があります。

※ボーナス(支払)月は原則、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月、2月から別途当社がそれぞれ指定した月となり、当社から通知されます。

(2) 回数指定分割払いの場合

- ① 回数指定分割払いの支払総額は、カードショッピングの利用代金と当該利用代金に別表1の手数料率を乗じた手数料とを加算した金額となります。また分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

(例) カードショッピングの利用代金 100,000円 10回払い(頭金なし)の場合 (当社の加盟店で利用)

支払総額 100,000円 + 100,000円 × 6.00/100円 = 106,000円

- ② ボーナス併用回数指定分割払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、ボーナス併用回数指定分割払いを指定したカードショッピングの利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は千円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額をボーナス支払月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用回数指定分割払いの実質年率は別表1と異なる場合があります。

- ③ 会員が、当社の承認を得て、翌月1回払いの支払方法を回数指定分割払いに変更する場合、会員が利用できる支払回数および手数料率は別表1と異なる場合があります。詳細は当社ホームページ(<https://www.aplus.co.jp/>)でご確認ください。

(3) リボルビング払いの場合

- ① リボルビング払いにおける支払い方法は次のとおりとします。

(イ) 元金定額返済(minapita JCBカードの即時発行申込時に発行する仮カード)の場合、会員は、弁済金としては、会員があらかじめ当社と取り決めた金額および当該金額に当社所定の手数料率を乗じた手数料を加算した金額を支払うものとします。ただし、累計利用代金残高が当社とあらかじめ取り決めた金額に満たない場合は、当該利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を加えた金額を支払うものとします。なお、手数料は、1年を12ヶ月として月割計算により算出されるものとしますが、カードご利用日から最初の約定返済日までの手数料は、法令で定める範囲を上限として日割計算により算出されるものとします。

(例1) 締切日の利用代金残高50,000円 あらかじめ当社と取り決めた金額10,000円

当社所定の手数料率が実質年率18.00%の場合

(●手数料50,000円 × 1.50% = 750円 ●当月弁済金10,000円 + 750円 = 10,750円)

(例2)締切日の累積利用代金残高 50,000円 あらかじめ当社と取り決めた金額 10,000円

当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合

(●)手数料 50,000円×1.25%=625円 ●当月弁済金 10,000円+625円=10,625円)

(ロ)元利定額返済(minapita JCBカード)の場合、会員は、弁済金としてあらかじめ当社と取り決めた金額を支払うものとし、弁済金にはカードショッピングの利用代金と、締切日時点の累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を含むものとします。ただし、利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を加えた金額が月々の弁済金以下となる場合には、会員はその総額を支払うものとします。

なお、手数料は、1年を12ヶ月として月割り計算により算出されるものとしますが、カードご利用日から最初の約定返済日までの手数料は、法令で定める範囲を上限として日割り計算により算出されるものとします。

(例1)累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率18.00%の場合

(弁済金の内訳 ●手数料50,000円×1.50%=750円 ●利用代金充当額10,000円-750円=9,250円)

(例2)締切日の累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合

(弁済金の内訳 ●手数料50,000円×1.25%=625円 ●利用代金充当額10,000円-625円=9,375円)

② リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額(1万円単位)とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。

(4) ボーナスイ括払い・ボーナス二括払いの場合

① ボーナスイ括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を一括にて支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。

② ボーナスイ括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月の組み合わせとします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を最初に到来したボーナス月より分割して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。

●ボーナスイ括払い(なんばCITY・なんばパークスで利用した場合)

ボーナスイ括払いお取扱期間およびお支払い日

	お取扱期間	お支払い日
夏期	12月1日～6月30日	8月27日
冬期	7月1日～11月30日	12月27日

※各加盟店によってお取扱期間が異なる場合がございます。

※手数料は不要です。

※ボーナスイ括払いのお取扱できない商品も一部ございます。

(5) 手数料率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。また、第21条の規定により、当社が手数料率の変更を通知または公表した後は、改定後の手数料率(通知または公表した時点で累積利用代金残高がある場合は、当該残高については改定前の手数料率)が適用されることに会員は異議ないものとします。

(6) 一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナスイ括払い、およびボーナス二括払いについてもお取扱がない場合があります。

第28条(遅延損害金)

(1) 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、割賦販売に係るカードショッピングの場合にあっては支払方法が3回未満の場合およびリボルビング払いの場合ならびに購入した商品・権利・役務が割賦販売法の指定商品・指定権利・指定役務でない場合、また包括信用購入あっせんに係るカードショッピングの場合にあっては支払方法が翌月1回払いの場合およびリボルビング払いの場合は、カードショッピングの支払金の残全額に対し年14.60%(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 会員が、分割支払金または弁済金の支払いを遅滞したとき((1)の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金または弁済金に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、(1)但し書きの場合を除き、当該遅延損害金はカードショッピングの支払金の残全額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第29条(早期完済の特約)

回数指定分割払いおよびボーナス併用回数指定分割払いの場合、会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残全額を一括して支払ったときは、会員は、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料を当社に請求できるものとします。

第30条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している事が明らかな場合は、会員は、速やかに加盟店に商品の交換を申出るか、または当該売買契約の解除をすることができるものとします。ただし、第31条(5)①に該当する場合は除くものとします。なお、売買契約を解除した場合は、会員は、速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

第30条の2(加盟店との紛議)

会員は、カードショッピングにより購入した商品、権利もしくは提供を受けた役務またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議が生じたときは、会員と加盟店との間でこれを解決するものとします。ただし、会員が第31条(1)により、支払いを停止することができる場合を除くものとします。

第31条(支払停止の抗弁)

(1) 会員は、包括信用購入あっせんに係るカードショッピングにより購入した商品、割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下「商品等」といいます。)について次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等に関して、当社に対する支払いを停止することができるものとします。

① 商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がなされないこと。

② 商品に破損・汚損・故障等があること。

③ その他商品等の種類、品質または数量等が売買契約の内容と適合しない等、加盟店に対して生じている事由があること。

(2) 当社は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きを取るものとします。

(3) 会員は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

- (4) 会員は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料があるときは資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は支払いを停止することができないものとします。
- ① 支払方法が翌月1回払いのとき。
 - ② 回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払いまたはボーナス二括払いの場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ③ リボルビング払いの場合で1回のカード情報等の利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - ④ カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - ⑤ 当社の承諾なしに、売買契約の合意解除、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。
 - ⑥ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 - ⑦ 本条(1)①から③の事由が会員の責に帰すべきとき。
- (6) 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

＜カードキャッシング条項＞

※本条項は、カードにキャッシング利用可能枠が付与されている場合のみ適用されます。

第32条(カードキャッシングの利用方法)

- (1) 会員は、次のいずれかの方法により、カードキャッシングをすることができるものとします。なお、カードキャッシングによる融資金は1万円単位(ただし、日本国外での融資金はJCBまたは当社が指定する現地通貨単位)とします。
- ① 会員が、当社所定のキャッシュディスペンサー(現金自動貸付機)または当社と提携した金融機関のATM(現金自動預払機)を利用する方法。
 - ② 会員が、当社の指定する窓口で電話で申込む方法。
 - ③ 会員が、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをする方法。
 - ④ その他当社の指定する方法。
- (1) (1)②④の場合において、当社が振込にて融資を行う場合は、第8条に定める会員の指定口座に振込むものとします。
- (2) 会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で繰り返しカードキャッシングをすることができるものとします。なお、新規のカードキャッシングまたはご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。
- (3) 本人会員は、家族会員が自己のカードを使用してカードキャッシングを受けた場合は、第1条(3)(4)に基づき、本人会員の代理人として融資金を受領したものとし、本人会員が当社より融資を受けたものとして取扱われることを承諾します。

第33条(取引内容に係る書面の交付)

- (1) 会員がカードキャッシングをした場合、当社は、貸金業法第17条第1項に基づき、カードキャッシングの都度、当該カードキャッシングの内容を明らかにした書面(以下「貸金業法17条1項書面」といいます。)を交付し、会員の届出住所へ郵送します。なお、貸金業法17条1項書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日および返済金額は、書面交付後に会員が新規のカードキャッシングまたは返済をした場合は、当然に変動します。
- (2) 会員は、当社が次の各号に従い、一定期間における貸付と返済の内容その他の取引の状況を記載した書面(以下「マンスリーステートメント」といいます。)を交付することを承諾するものとします。なお、マンスリーステートメントについては、次の各号のいずれかのみを実施することがあります。
- ① 貸金業法第17条1項書面に代えて、貸金業法第17条第6項に基づき交付する書面
 - ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面に代えて、貸金業法第18条第3項に基づき交付する書面
- (3) 会員は、会員の求めた場合であって、会員と当社との間で必要な手続きが完了している場合には、当社が次の各号の書類を電磁的方法により交付することを承諾するものとします。
- ① 貸金業法第17条1項書面
 - ② 貸金業法第18条第1項に基づき交付する書面
 - ③ マンスリーステートメント
- (4) (2)(3)については、当社において取扱可能となったときに、実施時期等の必要事項を会員に対して通知し、あるいは公表します。

第34条(カードキャッシングの返済金の返済方式と返済額)

- (1) カードキャッシングの返済金の返済方式は、一括返済方式および元金定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」といいます。)のうち、会員がカードキャッシングの際に指定した方式とします。なお、日本国外でカードキャッシングを利用する場合の返済方式は、原則として一括返済方式のみとします。なお、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング方式を指定することができるものとします。
- (2) 会員の当社に対するカードキャッシングの返済金の返済額は次の各号のとおりとします。
- ① 一括返済方式の場合
締切日の融資残高に利息を加算した金額とします。利息は、融資金に対して、融資日の翌日から約定返済日までの期間に当社所定の利率(1年365日とする日割計算。閏年は366日とする日割計算、以下同じ。)を乗じた額とします。
 - ② リボルビング方式の場合
月々のカードキャッシングの返済金は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額に利息を加算した金額(以下「弁済金」といいます。)とし、当月の返済金が弁済金より少額である場合は、当該返済金が当月の弁済金となります。利息は、前回の約定返済日における融資残高に対して、前回の約定返済日の翌日から今回の約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。なお、新規のカードキャッシングの利息については、融資日の翌日から初回約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。また、ボーナス加算を当社に届出している場合は、ボーナス加算額は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額(1万円単位)とし、最初に到来したボーナス加算月(夏期8月、冬期12月)より弁済金に加算して返済するものとします。
- (3) 当社は、金融情勢等の変動により利率を改定することがあります。第21条の規定により、当社が利率の変更を通知または公表した後は、その時点におけるカードキャッシングの融資残高に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

第35条(期日前返済)

- (1) 会員は、カードキャッシングの際に指定した返済方式による返済期日以前においても、カードキャッシングの返済金の返済(以下「事前返済」といいます。)を行うことができるものとします。
- (2) 会員が当社へ事前返済を事前返済日の前日までに申出た場合には、当社は、一括返済方式の場合は融資日の翌日、リボルビング方式の場合は前回の約定返済日の翌日から事前返済日までの間を借入日数として、日割計算により事前返済に係る利息を算出するものとします。
- (3) 当社は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、当社所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

- ①会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ返金して返還する方法。
- ②当社が上記①の方法を採れない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、上記①に代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する方法。
- ③事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する方法。

第36条(遅延損害金)

会員が、月々のカードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対して返済期日の翌日より返済日に至るまで年20.00%、また期限の利益喪失の場合は、未払債務(元金分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで実質年率20.00%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第37条(利息制限法との関係)

カードキャッシングにおける貸付利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、会員は、超過部分について支払義務を負いません。

第38条(貸付の契約に係る勧誘)

会員は、当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、会員は、勧誘について承諾しない(勧誘の一部に対する場合を含む。)場合は、当社にその旨を申出るものとします。

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

<別表1>

翌月1回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した場合の支払回数、支払期間、分割払手数料率(実質年率)は下記のとおりとなります。ただし、ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が下記と異なる場合があります。

①なんばCITY・なんばパークスご利用の場合

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25	-
分割払手数料率(実質年率)(%)	-	-	8.98	10.22	10.77	10.89	11.02	11.08	11.11	11.13	-
利用代金100円あたり の手数料額(円)	0	0	1.50	3.00	5.00	6.00	7.50	9.00	10.00	12.00	0

②その他アプラスおよびアプラス加盟店、国内のJCB加盟店でご利用の場合

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括・二括
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25	-
分割払手数料率(実質年率)(%)	-	-	10.76	12.23	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27	-
利用代金100円あたり の手数料額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40	0

※支払回数はご利用先により相違する場合がございます。

※「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

第1条(個人情報の収集・利用の同意)

(1) カード入会申込者および会員(以下これらを総称して「会員」といいます。)は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)がカード契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます。)ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。)し利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。

- ① 当社所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、会員の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に当社が会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)
- ② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、利用可能枠、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③ 本契約に関する利用開始後の残高・月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- ④ 会員が申告した会員の年収(世帯年収を含む。)、資産、負債等、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」
- ⑤ 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報
- ⑥ 映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの)

(2) 会員は、当社が本契約を行う者が会員本人に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む。)、または当社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む。)に同意します。

(3) 提携カードの場合、会員は、提携カードの提携会社(カード裏面に記載されています。以下「提携会社」といいます。)が提携会社における商品代金等を決済するため、および売買契約・役員提供契約等(以下「売買契約等」といいます。)に伴うサービスの履行のため、ならびに提携会社において会員情報の管理のために当社が提携会社に対して(1)の①、②の個人情報を提供すること、および売買契約等に関する事務処理に必要な情報を当社から提供を受けることに同意します。

(4) 会員は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。

(5) 当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意)

(1) 会員は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行業業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

- ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
 - ② 市場調査、商品開発のために利用する場合。
 - ③ 書面やその他媒体(電話を含む。)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。
- (2) 会員は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条(1)①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- (3) 提携カードの場合、会員は、提携会社が、(1)①乃至③の目的のため、および提携会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施するために、当社が提携会社に対して、第1条(1)①、②の個人情報を提供することに同意します。また、当社が提携会社の委託を受けて、提携会社が周知している情報を集約して提示することに同意します。

第3条(SBI 新生銀行グループにおける共同利用)

会員は、当社が、株式会社 SBI 新生銀行(以下「SBI 新生銀行」といいます。))およびそのグループ企業(以下 SBI 新生銀行と併せて「SBI 新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人情報機関から取得した個人情報を除く。)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。

- ① 会員への SBI 新生グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ② 会員が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④ SBI 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため

※当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI 新生銀行が責任を有するものとします。

SBI 新生銀行の住所・代表者はこちら [会社概要 | SBI 新生銀行について | 企業・IR | SBI 新生銀行 \(sbishinseibank.co.jp\)](#)

※SBI 新生銀行グループとは、SBI 新生銀行、ならびに SBI 新生銀行の有価証券報告書等に記載する SBI 新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第4条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、会員に関する信用情報(3.(1)に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員および当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3.に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	提供先:株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実(債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合)	契約期間中および契約終了後5年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.株式会社シー・アイ・シー

会員の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数、等)。支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ①上記2. ①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- ②信用情報機関が収集した①以外の情報
- ③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

名称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC)※割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関

電話番号:0570-666-414

URL:<https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

① 名称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC)

電話番号:0570-055-955

URL:<https://www.jicc.co.jp>

② 名称:全国銀行個人信用情報センター(略称KSC)

電話番号:03-3214-5020

URL:<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第5条(個人情報の預託等の同意)

(1) 会員は、当社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

(2) 会員は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む。)をする場合、第1条(1)①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

① 名称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

② 名称:アルファ債権回収株式会社

住所:〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号 東京ダイヤビルディング5号館

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。

① 当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。

② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2) 前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(本規約不同意の場合の措置)

会員は、会員が本契約において必要な記載事項(カード申込書面で記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本契約を拒否する場合がありますことに同意するものとします。

第8条(利用停止の申出)

第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、会員が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社は、それ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、当社が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条(契約が不成立の場合の同意)

会員は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、会員の返済または支払能力・返済能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条(条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条(個人情報に関する問い合わせ窓口)

個人情報については、コンプライアンス部が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

住 所:吹田市豊津町9番1号 EDGE 江坂

担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号:0570-001-770

U R L:<https://www.aplus.co.jp/>

第12条(カード切替時の対応)

提携カード以外から切替等により提携カードに変更となった会員については、第1条(3)、第2条(3)の規定は適用しないものとします。

[相談窓口]

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面(第31条(4))については、下記株式会社アプラスまでおたずねください。

株式会社アプラス (登録番号)近畿財務局長(6) 第00810号

日本貸金業協会会員:第005541号

所在地・電話番号 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

0570-008-789 (有料)

※国際電話、IP 電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。

当社にカード申込書が保管されている場合において、カードキャッシングをご利用いただいた方が脱会された場合は、最寄りのアプラスの各センター等に3ヶ月以内にご来店いただければ、カード申込書をご返却します。なお、ご来店なき場合は、当社で責任をもって処理いたしますので、ご了承願います。

[規約 202603 版/同意 202507 版]549-5285

minapita JCBカード会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社 NANKAI(以下「NANKAI」という)および株式会社アプラス(以下「アプラス」という)の両社(以下「両社」という)が提携して発行する「minapitaJCBカード」(以下「本カード」という)の基本的事項について定めるものです。

第2条(会員と本カードの貸与)

1. 会員とは、NANKAI が発行する minapita カード会員規約、およびアプラスが発行する minapitaJCBカード会員規約、これらに付随する各種規定・特約ならびに本特約を承認のうえ両社に対して入会を申し込みした個人のうち、アプラスが適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権はアプラスに属し、アプラスは会員に本カードを貸与します。

第3条(両社のサービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供するサービス等を受ける場合は、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用できるものとします。
 - (1)NANKAI が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。
 - (2)NANKAI グループ企業および NANKAI と提携する企業が提供する minapita カード会員特典および付帯サービス。
 - (3)アプラスが提供するショッピングの利用および金融サービス機能ならびに付帯サービス。ただし、本カードでは「アプラスポイント」は利用できません。
2. 会員は、サービス等の内容について問い合わせる場合は、両社のうち当該サービス等を提供する会社に連絡するものとします。

第4条(年会費等)

会員は、両社に対して、各々の会員規約・規定・特約に基づき、各社所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条(カードの再発行)

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、両社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。

第6条(個人情報の取得、利用、提供に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、両社が保護措置を講じたうえで、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - (1)各社の会員規約・規定・特約に基づき、会員等から届け出のあった本カード会員等の情報。
 - (2)本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
 - (3)本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
 - (5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。
2. 会員は、アプラスが保護措置を講じたうえで、NANKAI に対して、NANKAI の minapita ポイントサービス並びに minapita カード会員特典および付帯サービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、NANKAI がこれを「minapita カード会員規約」および「minapita ポイントサービス規定」に基づき利用することに同意します。
 - (1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名等のご利用状況、契約内容に関する情報。
3. 会員は、アプラスが保護措置を講じたうえで、NANKAI に対して、NANKAI の鉄道関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新サービス等の開発および市場調査、ならびに、②NANKAI、NANKAI グループ企業および NANKAI 提携企業の宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および第2項(1)の個人情報を提供し、NANKAI がこれを「minapita カード会員規約」に基づき利用することに同意します。
4. 会員は、NANKAI が前項の同意の範囲内で当該情報を利用している場合であっても、個人情報保護法の定めに基づき理由があると認められる場合は、NANKAI に対して、その中止を申し出ることができます。

(連絡先)

株式会社 NANKAI minapita カード事務局

〒556-8503 大阪市浪速区敷津東 2-1-41 Tel 06-6644-7240

第7条(退会)

1. 会員は本カードを退会する場合は、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙によりアプラスに届け出るものとします。
2. 会員は、前項に基づき、本カードを退会した場合は、同時に NANKAI に対して本カードの退会を申し出たものとします。

第8条(会員資格の喪失)

1. 両社は、各々の会員規約・規定・特約に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができるものとします。
2. 会員は、両社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、同時に両社の会員資格を喪失するものとします。
3. 会員は、本カードの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちにアプラスに返還するものとします。

第9条(特約の変更)

次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本特約を改定する旨、改定後の内容および効力発生時期を両社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本特約を改定することができるものとします。

①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②改定の内容が本特約に係るカード利用の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の改定に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

第10条(会員規約・規定・特約の適用)

両社が各々提供するサービス等については、両社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されるものとします。両社が各々定める会員規約・規定・特約と本特約の内容が異なる場合は、本特約が優先されるものとします。また、本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

2026年4月1日改定

minapita (PiTaPa) カード会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社 NANKAI (以下「NANKAI」という)および株式会社スルッと KANSAI(以下「スルッと」という)ならびに株式会社アプラス(以下「アプラス」という)の三社(以下「三社」という)が提携して発行する「minapita (PiTaPa) カード」(以下「本カード」という)についての基本的事項を定めるものです。

第2条(会員と本カードの貸与)

1. 本会員とは、NANKAI が発行する minapita カード会員規約、スルッとが発行する PiTaPa 会員規約、アプラスが発行する minapitaJCB会員規約、これらに付随する各種規定・特約および本特約(以下「本規約等」という)を承認のうえ、三社に対して入会を申し込みした個人のうち、三社およびスルッとが提携する三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)が適格と認めた方をいいます。
2. 家族会員とは本会員が本カードに関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等を承認のうえ、入会の申込をし、三社が入会を認めた方をいいます。
3. 本会員と家族会員を「会員」といいます。
4. 三社は会員に本カードを発行し、貸与します。
5. 本カードの所有権は三社に属します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条(サービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供するサービス等を受ける場合は、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用できるものとします。
 - (1) NANKAI が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
2. 会員は、サービス等の内容について問い合わせる場合は、三社のうち当該サービス等を提供する会社に連絡するものとします。

第4条(年会費等)

会員は、三社に対して、各々の会員規約・規定・特約に基づき、各社所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条(PiTaPa 利用に関する会員請求)

1. 会員は、PiTaPa 会員規約(以下「基本規約」という)に基づき、三井住友が会員に対して取得する立替金債権について、アプラスが三井住友に対して、立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。
2. 前項の立替払いの委託に基づき、会員はアプラスに対して、本カードの基本規約に基づく利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
3. 商品の所有権は、アプラスが三井住友に立替払いすることによりアプラスに移転すること、および前項の債務の完済までアプラスに留保されることを、会員はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
4. 会員は本カードを利用したことにより支払うべき一切の債務については、minapitaJCB カードの利用により生じた債務とともにアプラスが会員に対して一括して請求するものとし、会員は、アプラス所定の方法で minapitaJCB カード会員規約に定めた約定返済日にアプラスに支払うものとします。

第6条(カードの再発行)

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよびアプラス所定のカード再発行手数料をスルッとおよびアプラス所定の方法で支払うものとします。

第7条(個人情報の取得、利用および提供に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、三社が保護措置を講じたうえで、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - (1) 各社の会員規約・規定・特約に基づき、会員等から届け出のあった本カード会員等の情報。
 - (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
 - (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
 - (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。
2. 会員は、スルッとが保護措置を講じたうえで、NANKAI に対して、NANKAI の minapita ポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、NANKAI がこれを「minapita カード会員規約」および「minapita ポイントサービス規定」に基づき利用することに同意します。
 - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。
3. 会員は、スルッとが保護措置を講じたうえで、NANKAI に対して、NANKAI の鉄道関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、ならびに、②NANKAI、NANKAI グループ企業および NANKAI 提携企業の宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および第2項(1)の個人情報を提供し、NANKAI がこれを「minapita カード会員規約」に基づき利用することに同意します。
4. 会員は、NANKAI が前項の同意の範囲内で当該情報を利用している場合であっても、個人情報保護法の定めに基づき理由があると認められる場合は、NANKAI に対して、その中止を申し出ることができます。

(連絡先)

株式会社 NANKAI minapita カード事務局

〒556-8503 大阪市浪速区敷津東 2-1-41 Tel 06-6644-7240

第8条(退会)

1. 会員は本カードを退会する場合は、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙によりアプラスに届け出るものとします。
2. 本会員が minapitaJCB カードを退会またはその会員資格を喪失する場合は、会員は本カードも同時に退会またはその会員資格を喪失するものとします。

第9条(会員資格の喪失)

1. 三社は、三社において各々定める会員規約・規定・特約に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができるものとします。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちにアプラスに返還するものとします。
2. 前項の事由により会員が本カードの会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第10条(基本規約の読替)

基本規約の第8条1項、第11条1項・2項については、「スルッと」を『アプラス』および『スルッと』へ読み替えるものとします。

第11条(本特約の不同意)

三社は、会員等が本カードの申込に際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本特約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合には、本カードの入会をお断りすることがあります。

第12条(特約の変更)

次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本特約を改定する旨、改定後の内容および効力発生日を三社ホームページ等で公表す

るほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本特約を改定することができるものとします。

①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②改定の内容が本特約に係るカード利用の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の改定に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

第13条(会員規約・規定・特約の適用)

三社が各々提供するサービス等については、三社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されるものとします。三社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と本特約の内容が異なる場合には、本特約が優先されるものとします。また、本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

2026年4月1日改定

minapitaカード会員規約

第1章 総則

第1条(本規約の目的)

株式会社 NANKAI(以下「当社」という)は「minapitaカード」(以下「本カード」という)を発行し、minapitaカード会員規約(以下「本規約」という)にて本カード発行条件及び機能・サービス・使用方法等について定めます。

第2条(カード名称)

当社が所定の方法で発行するカードの総称を「minapitaカード」と称します。

2. 当社が所定の方法で発行する PiTaPa 機能を搭載するカードの総称を「minapita (PiTaPa) カード」と称します。また、「minapita (PiTaPa) カード」の内、本会員が承認する中高生等を家族会員として発行するカードの総称を「minapita (PiTaPa) ジュニアカード」、小学生等を家族会員として発行するカードの総称を「minapita (PiTaPa) キッズカード」と称します。

3. 前2項の他、カードの発行形態やサービス提携先との契約形態により特定のカード名称を指定する場合は、別途定めるものとします。

第3条(カードの機能)

第4条で定める会員は、当社が別途定める「minapitaポイントサービス規定」により提供するポイントサービス及び当社とサービスの提供に関する契約の締結、または取り決めをした法人・団体・店舗等(以下「サービス提携先」という)が提供するサービス等の提供を受けることができます。

第2章 会員資格

第4条(会員)

本会員とは、「本規約および関連する規約・規定・特約」(以下「本規約等」という)に同意のうえ、当社所定の方法で入会の申込をした個人のうち、当社が入会を承認した方で「minapitaクレジットカード会員」と称します。

2. 本会員が当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等に同意のうえ、当社所定の方法で入会の申込をし、当社が入会を認めた方を家族会員といえます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合は、当然、会員資格を喪失するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約等の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約等の内容を遵守しなかったことによる関係者の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

4. 会員とは、本会員と家族会員をいいます。(入会申込者も含む。以下同じ)

5. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第5条(届け出事項の変更事項)

会員は当社に届け出た住所・氏名・勤務先等について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

2. 会員は、本条第1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は通知書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、本条第1項の住所・氏名の変更の届け出を行なわなかったことについてやむをえない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

3. 当社が会員宛に発送した通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員にやむをえない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

第6条(本規約等の改定)

本規約等が改定され、その改定内容が会員に通知または、公表された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承諾したものとみなします。

第7条(退会もしくは会員資格の喪失)

会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを切断のうえ当社所定先に返却していただきます。なお、当社またはサービス提携先が会員から

退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2. 当社は、会員が本規約等に違反した場合、または本カードの利用が不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく、直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。

3. 会員が会員資格を喪失した場合、当社またはサービス提携先が本カードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 会員が会員資格を喪失した場合は、会員に通知することなく、当社の判断で、本カードの利用を停止できるものとします。

5. 会員が会員資格を喪失した場合、または、当社またはサービス提携先が必要と判断した場合に、会員に本カードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、本カードを返却するものとします。また、当該カードの回収に要した費用を会員に負担していただく場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。

6. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には、当然に、会員資格を喪失するものとします。

第3章 カードの管理

第8条(カードの貸与)

本カードの所有権は当社に属し、当社が入会承認を受けた会員に対し、本カードを貸与するものとします。

2. 本カードは、本カードに表示された会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、会員は、本カードに表示される固有の番号・有効期限等についても他人に使用させることはできないものとします。

第9条(カードの有効期限)

本カードの有効期限は当社が指定し本カード上に表示するものとします。

2. 当社が引き続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを送付するものとします。新しいカードの送付を受けた会員は、当社から特に指示する場合を除き、従前のカードを直ちに会員の責任において切断する等使用不能の状態にし破棄するものとします。

第10条(紛失・盗難・再発行)

- 本カードが紛失・盗難・詐欺・横領等(以下「紛失・盗難等」という)により他人に不正利用された場合でも、当社及びサービス提携先は一切の責任を負いません。
2. 本カードの紛失・盗難等の場合、会員は当社指定の方法により届け出をおこない、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行するものとします。またこの場合、会員は当社所定の手数料を負担することをあらかじめ承諾するものとします。

第4章 付帯サービス

第11条(付帯サービス)

- 会員は、minapitaポイントサービス等の本カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社所定の方法により会員に対し別途通知するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約・規定・特約等がある場合は、それに従うものとします。
2. 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承知するものとします。
- (1) 付帯サービスについて、会員への予告もしくは通知なしに変更または中止される場合があること。
- (2) 会員が第7条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第5章 個人情報の取り扱い

第12条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

- 会員は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を収集、保有し、利用することに同意します。
- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス等、会員が入会申込時および入会後に届けた属性情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)
- (2) 入会申込日、入会申込方法・場所、入会承認日、利用限度額、会員等と当社またはサービス提携先との契約内容に関する情報
- (3) 会員の本カードの利用に関する情報
- (4) 申込に対する審査の結果(但し承認とならなかった理由は除く。)
- (5) 本カードの会員番号(minapita番号)、有効期限
- (6) 会員番号が無効となった事実(但し無効となった理由は除く。)
- (7) 会員が会員資格を喪失した事実(但し、喪失となった理由は除く。)
2. 会員は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当社グループ各社に提供し、当該提供先がその事業内容の範囲で特典・商品サービスの提供およびそれに関する各種営業案内を送付すること、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することに同意します。また、当該提供先での利用に際し、会員に連絡する必要がある場合には、当該提供先から会員に連絡することに同意します。
3. 会員は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、業務受託会社に、当社が保護措置を講じたうえで個人情報を預託することに同意します。

第13条(個人情報の公的機関等への提供)

- 会員は、次の各号の場合に、当社が個人情報を提供することにあらかじめ同意します。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

第14条(個人情報の開示・訂正等・利用の停止等・第三者提供の停止)

- 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データ(第三者提供記録を含む)を開示するよう請求することができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社所定の方法で開示を行います。
2. 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データの内容が事実でないことを理由に訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該保有個人データの内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、訂正等を行うものとします。
3. 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データについて、利用の停止もしくは消去(以下「利用停止等」といいます。)または第三者に対する提供の停止の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等または第三者提供の停止を行います。ただし、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

第15条(本規約の不同意の場合)

当社は、会員が本カードの申込に際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、本カードの入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、本規約第12条に定める各種営業案内の送付に同意しない場合は、これを理由に入会をお断りすることはありません。

第6章 その他

第16条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第17条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条(ご相談窓口)

第14条の請求その他のお問い合わせ等については下記までお願いします。

<株式会社 NANKAI>

電話番号06-6644-7240

大阪市浪速区敷津東2-1-41

minapitaポイントサービス規定

第1条(目的)

本規定は、株式会社 NANKAI(以下「当社」という)が、「minapitaカード会員規約」および「minapitaポイントカード会員規約」(以下「会員規約」という)に基づき minapita会員となった方(以下「会員」という)に対して当社が提供するminapitaポイントプログラム(以下「本プログラム」という)のサービス内容に関する事項を定めるものです。

2. 本プログラムは、当社所定の各種サービスにおいて、会員による物品等の購入、サービスの利用等に応じてポイントを当社が会員に付与し、会員がこれを当社所定の各種サービスにおいて利用することができる特典を会員に提供するものです。本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるほか、本プログラムに基づくポイント付与および利用に関して、各種サービスごとまたはキャンペーンごとに定められる諸条件が適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規定における主な用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとします。

(1)「minapita会員」とは、以下の号の細分に掲げるとおりとします。

①「minapitaクレジットカード会員」とは、minapitaクレジットカードを保有する会員をいいます。

②「アプリ会員」とは、なんばまるっとアプリを保有する会員をいいます。

③「minapitaポイントカード会員」とは、minapitaポイントカードを保有する会員をいいます。

④「ゲスト会員」「仮会員」とは、それぞれ会員登録がお済みでないアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。

⑤「minapitaポイント会員」とは、会員登録がお済みのアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。ただし、minapitaクレジットカードを保有するアプリ会員は除きます。

(2)「会員証」とは、minapitaクレジットカード会員、minapitaポイント会員が保有するカード等をいいます。

(3)「カード等」とは、minapitaクレジットカード、なんばまるっとアプリのポイントカード機能およびminapitaポイントカードをいいます。

第3条(当社のポイントサービス)

本規定等に従って当社が提供する本プログラムにより付与されるポイントを「minapitaポイント」(以下「ポイント」という)とします。

第4条(ポイントの付与)

当社は、当社が定めたポイント提携加盟店(以下「加盟店」という)において会員が商品の購入・サービス等を利用した時、その他当社が相当と認めた場合利用金額等に応じてポイントを付与します。また、当社および加盟店が行うキャンペーンによってポイントが付与される場合もあります。

(1)ポイント付与率、対象取引、ポイント付与日、その他付与条件は当社が決定し、当社があらかじめ定める所定のウェブサイト等において会員に告知します。またポイントの付与が対象外となる店舗・商品・サービス等があります。

(2)ポイントの付与は会員単位での利用に対して行います。ただし、minapitaクレジットカード会員の利用に対するポイント付与については、本会員の口座単位で集計します。

(3)加盟店の都合により、ポイント設定(付与率)等を予告なく変更または廃止することがあります。この場合、当社は一切の責任を負いません。

2. ポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する判断は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第5条(ポイントの利用)

会員は前条により付与されたポイントについて、以下のとおり加盟店において利用することができます。

(1)ポイントの利用は、以下の各項目により当社または加盟店が指定する方法によるものとします。また、当社および加盟店によって、ポイント利用の対象外となる店舗・サービス等があります。

①なんばパークス、なんばCITYおよび一部の加盟店で、会員が保有するポイントを商品・サービスの代金に直接充当する方法(以下「ポイント払い」という)

②会員が当社指定の方法によりポイントの交換申請を行い、当社が指定する商品・サービス・引換券等に交換する方法(以下「ポイント交換」という)

③その他当社または加盟店が指定する方法

(2)「ゲスト会員」「仮会員」は、ポイント払いおよびポイント交換はできません。

(3)ポイント払いは、会計前に会員証を提示した場合に限り、利用できるものとします。また、支払代金を超えて利用することはできません。

(4)ポイントは現金と引き換えることはできません。

(5)会員は、ポイント払いおよびポイント交換の申請をする時点で、第6条で定める有効期間内のポイント(以下「交換可能ポイント」という)に限りポイントを利用できるものとします。

(6)会員は、利用可能なポイント残高を超えて、ポイント払いおよびポイント交換をすることはできません。

(7)利用可能な施設・エリアを限定するポイント(以下「施設・エリア限定ポイント」という)は、当社が指定する施設・エリアの範囲内で利用できるものとします。

(8)種類が異なるポイントを同時に複数保有している場合は、有効期間の終了日が早いものから優先して利用されます。ただし、有効期間の終了日が同じ場合は、施設・エリア限定ポイントから優先して利用されます。

(9)カード等の紛失・盗難により、第三者がポイント払いやポイント交換をした場合、当社は一切責任を負いません。

(10)会員は、ポイント交換後に、取消・変更および返品は行えないものとします。

2. 前項第1号②に定める、ポイント交換の種類、内容、交換に必要なポイント数、その他ポイントの利用条件は当社が定めるものとし、当社はこれらをいつでも新規に設定、変更または終了させることができるものとします。なお、品切れ、提携会社との解消、その他の事情により会員から交換の申し出のあったポイント交換を提供できない場合、交換商品を変更いただくか、当該ポイント数を会員に返還します。

第6条(ポイントの有効期間・消滅)

ポイントの積立期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、積立期間内に獲得したポイントの有効期間は当該積立期間終了日の翌年の3月末日とします。

2. 前項とは別に、有効期間が付与日から一定日数内であるポイントを「期間限定ポイント」として付与する場合があります。

3. 有効期限内にポイント払いまたは商品交換されなかったポイントは、自動的に全て消滅するものとします。

4. 会員が退会または資格を喪失された場合は、ポイントは全て消滅します。

第7条(ポイント残高照会)

会員は、「minapitaポイントマイページ」または一部の加盟店発行レシート、「minapitaカードなんばカウンター」「なんばパークスインフォメーション」「なんばCITYインフォメーション」でポイント残高を確認・照会することができます。

第8条(ポイントの引き継ぎ等)

会員証の紛失、盗難、汚損、破損等による再発行の場合は、会員が当社所定の方法で当社に届け出た時点のポイント数を新たな会員証に引き継ぎます。ただし、会員が届け出る前に第三者等によりポイントが利用された場合やポイントが失効した場合については、当社等は一切の責任を負いません。

2. 会員の都合により退会される場合には、積み立てたポイントは全て無効となります。

第9条(買上商品の返品時の処理)

- 買上商品等を取消、返品する場合は、会員が利用した加盟店において会員証および買上時のレシート等を提示することにより、当該付与ポイントを累計ポイントから差し引くものとします。なお、定期乗車券の有効期間中における払戻の場合は、返金額に応じたポイントを累計ポイントから差し引きます。
2. 買上商品等の取消、返品によりポイント残高がマイナスになった場合は、マイナスポイント数に相当する金額を請求する場合があります。また理由なく、それら取消、返品を繰り返す行為は不正とみなし、取消、返品に応じない場合があります。
 3. ポイント払いで買上げた商品等を取消、返品する場合は、返品処理を行う加盟店の規定に基づき、買上時と同数のポイントを返還します。原則現金での払戻しはいたしません。

第10条(ポイント統合)

- 会員名義が同一の場合に限り、minapitaポイントカードを1枚のminapitaクレジットカードへのポイントの統合は可能です。ただし、minapitaクレジットカード以外の複数のminapitaポイントカード同士を1枚のminapitaポイントカードにポイント統合することはできません。また、アプリ会員のポイント統合についても同様とします。
2. 複数のminapitaクレジットカードのポイントを1枚のminapitaクレジットカードに合算することはできません。

第11条(本プログラムの中止)

- 会員は以下の各号のいずれかに該当する場合、本プログラムの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) カード等に破損等その他異常が認められる場合
 - (2) カード等の偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 会員が本規定等に違反した場合、またはそのおそれがある場合
 - (4) 前各号の他、会員による本プログラムの利用を当社が不適切と認めた場合
 - (5) ポイント端末機および本プログラムに関するシステム障害が発生した時または当社の都合により本プログラムに必要な処理を行うことができない場合

第12条(運営・管理の委託)

本プログラムの運営・管理については、当社は、業務受託会社に委託できるものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

本プログラムの利用に関する個人情報の取扱いについては、「minapitaカード会員規約第5章」および「minapitaポイントカード会員規約第9条」に定めるとおりとします。

第14条(本プログラムおよび本規定の改定等)

当社は、本プログラムおよび本規定の内容等を変更・改定または廃止することができるものとします。この場合、会員に対し1ヶ月以上前までに公表するものとします。

2026年4月1日改定